

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年にA所在の会社B（以下「会社」という。）に入社し、C会社D支社（以下「派遣先」という。）に派遣され、金融機関のシステム構築業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分、ホテルの客室において心肺停止状態で倒れているところを発見され、E病院に救急搬送されたが、午前〇時〇分に死亡が確認された。死体検案書には、直接死因は「急性心機能不全症」、死亡の種類は「病死及び自然死」との記載がある。
- 3 本件は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、請求人が遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定（以下「本件決定」という。）をしたことから、更に本件決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 被災者に発症した疾病名及びその発症時期について、F医師作成の平成〇年〇月〇日付け死体検案書によれば、死亡したときは「平成〇年〇月〇日午前〇時〇分」、直接死因は「急性心機能不全症」とされ、同医師作成の同年〇月〇日付け意見書によれば、急性心機能不全症とは死亡原因不明の急性心臓死であるとされ、また、G医師作成の同年〇月〇日付け意見書によれば、死因は急性心停止によるものと考えられるとされており、当審査会としても、被災者は、平成〇年〇月〇日、急性心停止（以下「本件疾病」という。）により死亡したものと判断する。

(2) 本件疾病を含む虚血性心疾患等については、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）が策定されているところであり、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 被災者の労働時間の算定についてみると、次のとおりである。

#### ア 携帯端末のSNS等による業務について

請求人は、被災者が携帯端末のSNS等を用いて連絡した会社、派遣先、同僚等との業務に関するやり取りの時間は、労働時間として考慮すべきと主張する。

しかし、SNS等履歴のうち当該業務に係るものをみるに、被災者が

送信した各々のSNS等の記録はおおむね1、2行程度のものであり、被災者は、SNS等の送受信を、ほとんど数秒、長くても数十秒程度といった極めて短時間に行っていたものと考えられる。

また、請求人は、業務に関するSNS等の内容が一連のものは、そのやり取りしている間を労働時間とみるべきと主張するが、SNS等の場合は必ずしも送受信を行っている当事者間に即時性、拘束性が求められるものではなく、被災者が就業した時間以外の家事や趣味のゲーム及び動画鑑賞といったプライベートな時間の合間にも、適宜、SNS等は可能であることから、一連のSNS等の内容に関連性があるからといっても、必ずしもSNS等の送受信間における時間が事業主の指揮命令下にあったものとは認められない。

よって、決定書理由に説示するとおり、SNS等の送受信に要した時間及び送受信間における時間を労働時間として特定することは難しく、SNS等の記録により時間外労働時間を算定することは根拠に乏しく適切ではないと考えられることから、請求人の主張を採用することはできない。

#### イ 携帯端末を使用した出張準備及び旅費精算等の手続について

請求人は、被災者が休日や深夜の時間に、携帯端末で出張の交通手段等を選び、会社と旅費精算等のSNS等のやり取りも行ったことから、当該出張の段取り等に要した時間も労働時間として考慮すべきと主張する。この点、携帯端末の当該SNS等履歴をみると、被災者が、交通手段の予約、旅費精算、年末調整、健康診断等に係る通知を受発信していることは事実であると確認できるも、当該作業に要した時間は、その内容からみて、ごく短いものであったと考えられる。

#### ウ 紙媒体の資料による業務について

請求人は、被災者がシステム作成基幹手順書、手順書等の紙媒体の資料を出張先への移動中に確認したものとみて、当該紙媒体の資料の確認に要した移動時間を労働時間とすべきと主張することから、一件資料を精査したが、請求人が、労働時間中にはできなかつたとして、こうした移動時間に資料の確認をせざるを得なかつたとする客観的な事情は見いだせず、また、仮に確認作業を同時間帯に行う必要性があつたとしても、全ての移動時間について、

労働時間であったと認めることは妥当とは考えられない。

(4) 被災者の本件疾病発症前6か月間における業務の過重性についてみると、次のとおりである。

ア 異常な出来事への遭遇について

本件疾病の発症直前から前日までの間において、被災者が業務上異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

イ 短期間の過重業務について

本件疾病発症前おおむね1週間において、決定書理由に説示のとおり、被災者の休日は1日であるものの、時間外労働時間数は6時間17分であり、情報漏洩防止のためデータの持ち出しが禁止され、出張時の移動中や宿泊先のホテル又は自宅での作業は考えにくいことと併せ、過度の長時間労働は認められない。

また、当該期間においては、2か所へのお出張があり、移動時間を含めた拘束時間は6時間1分となるが、被災者の派遣先では、金融機関のシステム改修という責任のある業務の作業ミスを防止するため、出張の際に前泊、後泊を認めており、被災者にも一定の配慮が行われていたことから、特に過重な身体的、精神的負荷が認められる短期間の過重な業務に従事したとまでは認められない。

ウ 長期間の過重業務について

被災者の本件疾病発症前6か月間の労働時間について、決定書理由に説示のとおり、時間外労働時間は、発症前1か月目は16時間43分、発症前2か月間ないし6か月間までの平均時間外労働時間で最大となるのが発症前3か月間の18時間1分であり、発症前2か月間ないし6か月間までの平均時間外労働時間はいずれも1か月当たり4時間5分以下であったことが認められ、また、請求人の本件疾病発症前6か月間における休日は、月に6日ないし12日確保されていたことが認められる。

被災者の本件疾病発症前6か月間における出張については、請求人の主張のとおり、一定の頻度にて行っていたことは事実であると認められるも、当該出張による拘束時間の全てを労働時間であると認めることはできず、また、派遣先での勤務経験が10年目で、毎年同様の業務に従事していたことに鑑

みれば、本件疾病発症前1か月ないし6か月において、特に過重な業務であったとは認められないものと判断する。

- (5) 当審査会では、上記(3)イ及びウ(略)の主張に係る労働時間も勘案して、当審査会では、念のため、請求人の意見書に添付された別紙「被災者・勤務状況」の一覧表を基に、「修正すべき時刻」及び「参考にすべきSNS/メール」欄に記載された「証拠」について、SNS等履歴と併せて子細に検討し、業務終了の作業報告がメール送信された時刻までを労働時間とし、SNSにおける業務に関するまとまった一連のメールのやりとりの始まりから終わりまでを連続した労働時間とする等、できるだけ請求人の主張に沿った算定方法により時間外労働時間を積算したが、全体としてもわずかな時間の増加にとどまるものであり、特に過重な業務であったとは評価し得ないものである。
- (6) 業務以外の要因(健康状態等)について、被災者は、平成〇年〇月実施の定期健康診断で不整脈を、平成〇年〇月及び平成〇年〇月実施の定期健康診断でそれぞれ心室性期外収縮を指摘されていたことが認められるものの、被災者がこれらの疾病に関して受診した診療給付歴は認められない。
- (7) 上記のとおり、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、当審査会としても、被災者の本件疾病の発症は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。
- (8) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。